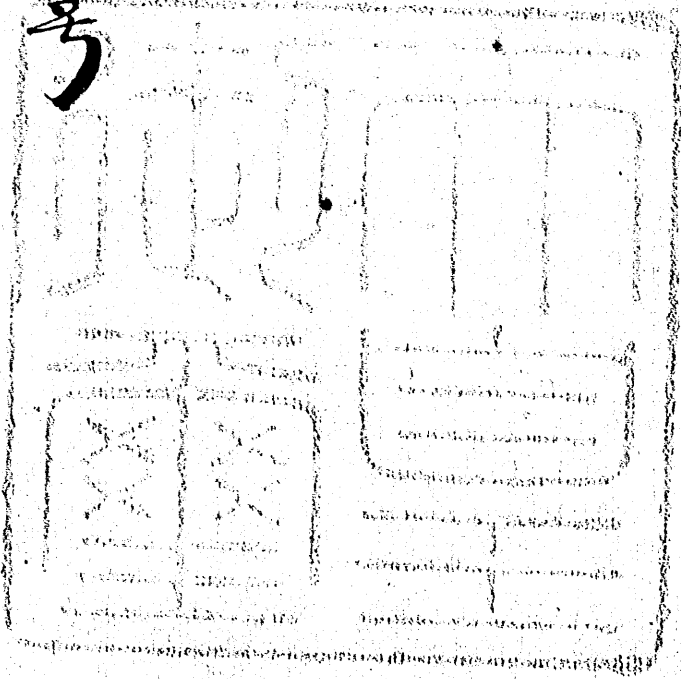
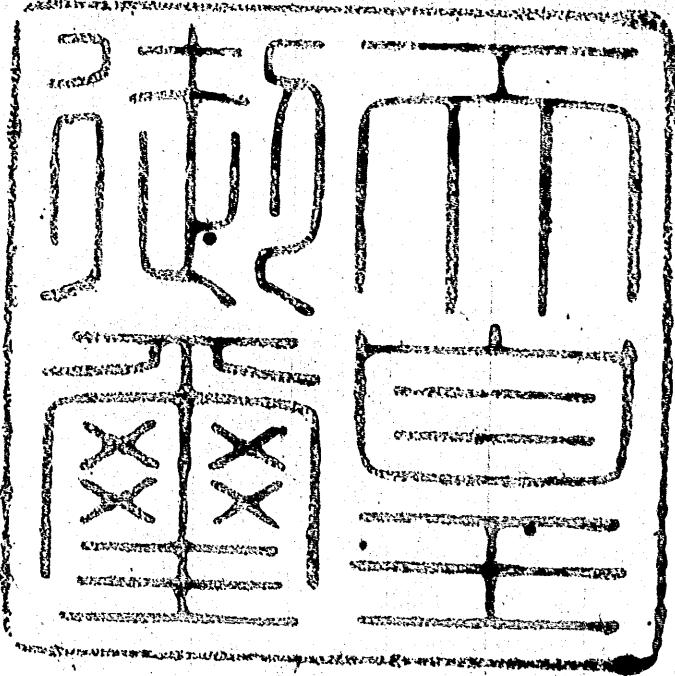


法律第三十九号



朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル共通法ヲ裁
可シ茲ニ之ヲ公布セシム

吉岡加仁



大正七年四月十六日

大藏大臣	農商務大臣	遞信大臣男爵	文部大臣	司法大臣 <small>法學博士</small>	外務大臣 <small>法學博士</small>	陸軍大臣	海軍大臣	内務大臣男爵	内閣總理大臣伯爵
藤田立計	仲小治郎	田健治郎	松室致	本野一郎	加藤友三郎	大島健一	後藤新平	寺内正毅	

法律第三十九號

共通法

第一條 本法ニ於テ地域ト稱スルハ内地、朝鮮、臺灣又ハ關東州ヲ謂フ

前項ノ内地ニハ樺太ヲ包含ス

第二條 民事ニ關シ一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ地ノ法令ヲ適用スニ以上ノ地域ニ於テ同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定

シ
メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間亦同
民事ニ關シテハ前項ノ場合ヲ除クノ
外法例ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ各
當事者ノ屬スル地域ノ法令ヲ以テ其
ノ本國法トス

第三條 一ノ地域ノ法令ニ依リ其ノ地
域ノ家ニ入ル者ハ他ノ地域ノ家ヲ去
ル
一ノ地域ノ法令ニ依リ家ヲ去ルコト

ヲ得サル者ハ他ノ地域ノ家ニ入ルコ
トヲ得ス

陸海軍ノ兵籍ニ在ラサル者及兵役ニ
服スル義務ナキニ至リタル者ニ非サ
レハ他ノ地域ノ家ニ入ルコトヲ得ス
但シ徵兵終決處分ヲ經テ第二國民兵
役ニ在ル者ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 一ノ地域ニ於テ成立シタル法
人ハ他ノ地域ニ於テ其ノ成立ヲ認
前項ノ法人ハ他ノ地域ノ法令ニ依リ

同種又ハ類似ノ法人ノ爲スコトヲ得
サル事項ハ其ノ地ニ於テ之ヲ爲スコ
トヲ得ス

第五條 一ノ地域ノ法人ハ其ノ事務所
若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ
從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域
ニ於テ設立スルコト得但シ主タル事
務所又ハ營業所ノ移轉ハ移轉地ニ於
テ設立スルコトヲ得ヘキ法人ト同種
ノ法人ニ限り之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ移轉又ハ設立ニ必要ナル條件
ハ各地域ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第六條 一ノ地域ノ法人力其ノ事務所
若ハ營業所ヲ他ノ地域ニ移轉シ又ハ
從タル事務所若ハ營業所ヲ他ノ地域
ニ於テ設立シタルトキハ四週間に
各其ノ地ノ法令ニ依リ登記ヲ爲スコ
トヲ要ス

前項ノ規定ハ法人ニ關シ一ノ地域ニ
於テ生シタル事項ニ付他ノ地域ニ於

テ登記ヲ爲スヘキ場合ニ之ヲ準用ス
第七條 一ノ地域ノ會社ハ他ノ地域ノ
會社ト合併ヲ爲スコトヲ得此ノ場合
ニ於テハ前條第一項ノ規定ヲ準用ス
前項ノ合併ニ必要ナル條件ハ各地域
ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

第八條 一ノ地域ノ法人ノ役員ノ行爲
ニ付定メタル過料ノ規定ハ其ノ地域
ニ於テ他ノ地域ノ同種又ハ類似ノ法
人ノ役員ノ爲シタル行爲ニ之ヲ適用

ス

前項ノ役員トハ發起人、理事、監事及之
ニ準スヘキ者並清算人ヲ謂フ

第九條 民事訴訟及非訟事件ニ付一ノ
地域内ニ住所ヲ有セサル者ノ裁判管
轄又ハ他ノ地域ノ法人ノ裁判管轄ニ
關シテハ民事訴訟法、人事訴訟手續法
及非訟事件手續法中日本ニ住所ヲ有
セサル者又ハ外國法人ノ裁判管轄ニ
關スル規定ヲ準用ス

前項ノ規定ノ適用ニ付裁判管轄ノ指
定ニ關スル司法大臣ノ職務ハ朝鮮臺
灣又ハ關東州ニ在リテハ朝鮮總督臺
灣總督又ハ關東都督之ヲ行フ

第十條 一ノ地域ニ主タル營業所又ハ
住所ヲ有スル者ニ對シテハ其ノ地域
ニ於テノミ破産ノ宣告ヲ爲スコトヲ
得

一ノ地域ニ於テ爲シタル破産ノ宣告
ノ効力ハ他ノ地域ニ及フ

第十一條

一ノ地域ニ於テ民事訴訟非
訟事件又ハ破産事件ニ關シテ爲シタ
ル訴訟行爲爲裁判處分其ノ他ノ手續上
ノ行爲ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適
用ニ關シテハ其ノ地ノ法令ニ依リ爲
シタルモノト同一ノ効力ヲ有ス但シ
其ノ地ノ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ
反スルトキハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ民事訴訟調停ニ付之ヲ
準用ス民事訴訟調停ニ關スル規定ナ

キ地域ニ於テハ其ノ調停ハ民事訴訟
法ニ依リテ爲シタル和解ト同一ノ効
力ヲ有ス

第十二條 一ノ地域ニ於テ作成シタル
公正證書其ノ他法令ニ依リ官署公署
ノ作成シタル文書ハ他ノ地域ニ於テ
其ノ地ノ法令ニ依リ作成シタルモノ
ト同一ノ公正ノ効力ヲ有ス

第十三條 一ノ地域ニ於テ罪ヲ犯シタ
ル者ハ他ノ地域ニ於テ之ヲ處罰スル

コトヲ得

第十四條 刑事ニ關シ一ノ地域ニ於テ
他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ定メタ
ル場合ニ於テハ各地域ニ於テ其ノ地
ノ法令ヲ適用スニ以上ノ地域ニ於テ
同一ノ他ノ地域ノ法令ニ依ルコトヲ
定メタル場合ニ於テ其ノ相互ノ間亦
同シ

一ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ犯罪ヲ處
斷スル場合ニ於テハ前項ノ場合ヲ除

クノ外犯罪地ノ法令ニ依ル但シ答刑ニ關スル規定ハ此ノ限ニ在ラス
犯罪地ノ法令ニ依リ處斷スル場合ニ於テ處斷地ノ法令ニ答刑ニ關スル規定アルトキハ其ノ規定ニ依リ答刑ノ言渡ヲ爲スコトヲ得

第十五條 一ノ地域ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ行爲ニ付定メタル刑罰ノ規定ハ其ノ地域ニ於テ他ノ地域ノ同種ノ法人ノ役員又ハ支配人ノ為シタル

行爲ニ之ヲ適用ス

前項ノ役員ニハ第八條第二項ニ掲クル者ノ外検査役ヲ包含ス

第十六條 一箇ノ刑事事件又ハ牽連スル數箇ノ刑事事件カ地域ヲ異ニスル數箇ノ裁判官廳ノ管轄ニ屬スルトキハ刑事訴訟法第二十七條及第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第十七條 一ノ地域ノ檢事、檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者他ノ地域ノ管轄裁

判官廳ニ於テ事件ヲ審理スルコトヲ
適當ト認ムルトキハ其ノ地域ノ檢事
檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ者ニ之ヲ送
致スルコトヲ得
一ノ地域ノ豫審又ハ第一審ノ裁判官
廳他ノ地域ノ管轄裁判官廳ニ於テ事
件ヲ審理スルコトヲ適當ト認ムルト
キハ檢事檢察官又ハ其ノ職務ヲ行フ
者ノ請求ニ因リ決定ヲ以テ其ノ地域
ノ管轄裁判官廳ニ之ヲ移送スルコト

ヲ得

第十八條 一ノ地域ニ於テ刑事ノ訴訟
若ハ即決處分又ハ假出獄ニ關シテ爲
シタル裁判處分其ノ他ノ手續上ノ行爲
ハ他ノ地域ニ於ケル法令ノ適用ニ關
シテハ其ノ地ニ於テ爲シタルモノト
同一ノ効力ヲ有ス
第十一條 第一項但書ノ規定ハ私訴ニ
之ヲ準用ス
第十九條 一ノ地域ニ於テ爲シタル刑

ノ執行猶豫ノ言渡又ハ假出獄ノ處分
ハ他ノ地域ニ於テ其ノ地ノ法令ニ依
リ之ヲ取消スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
但シ第三條ノ規定ニ付テハ別ニ其ノ施
行期日ヲ定ムルコトヲ得
本法ハ本法施行前ニ生シタル事項ニ付
亦之ヲ適用ス但シ第十一條第一項及第
十八條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ人

ノ資格ニ基ク既成ノ効果ヲ妨ケス
本法施行前ニ宣告シタル破産ニ付テハ
仍従前ノ例ニ依ル